

入院患者さんの面会に関する規定

1. 面会の基本的な考え方

入院中の患者さんがご家族等の面会をすることは、患者さんの尊厳を尊重し、患者さんの入院に伴う精神的負担の軽減になり、療養生活の質の向上につながると思われます。また、治療や退院に関する意思決定の支援となり、円滑な退院支援の実現には極めて重要と考えています。そのため、当院では原則、感染対策等の正当な理由がない限り、面会を制限することはいたしません。

2. 面会制限を行う場合の要件

- ① 院内または地域で感染症の流行が確認された場合（インフルエンザ等の警報基準を超過した場合）
- ② 保健所等の公的機関からの要請がある場合
- ③ 患者さんの病状により、医学的に必要とされる場合
- ④ 病院長が病院管理上、安全な診療体制の確保に支障をきたすと判断した場合

3. 面会制限の範囲と期間

- ・制限は必要最小限の内容と期間に限定します
- ・制限には必ず見直し時期を設定します
- ・状況を定期的に確認し、改善が認められた場合には速やかに解除します
- ・感染症警報が解除された場合には、原則として面会制限も解除します

4. 通常時の面会について

- ・面会時間・・・(月・火・木・金) 午後 14：30～16：30
(水・土) 午前 10：30～11：30
*この時間帯以外もご都合に合わせて考慮いたします。
- ・面会場所・・・病棟内場合により病院内（リハビリ中はリハビリ室内など）
- ・面会者・・・面会者は家族、親族、その他患者さんが希望する方とします。
- ・面会人数・・・一律の制限は設けないこととします。ただし、他の患者の安静を妨げない等、常識の範囲内での面会人数でお願いします。
- ・留意事項・・・感染症リスクの観点と安全性の問題から小学生以下の面会はお遠慮願います。また、マスクの着用・手指消毒をお願いします。

5. 規定の見直しと周知

本規定は、社会情勢や感染症の発生状況を踏まえ、定期的に内容の見直しを行います。最新の面会規定については、院内掲示およびホームページに掲示して患者さんおよびご家族へお知らせいたします。